

岩手大学大学院連合農学研究科規則

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手大学大学院学則及び岩手大学学位規則の規定に基づき、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

（構成及び運営）

第2条 研究科は、岩手大学（以下「本学」という。）総合科学研究科、弘前大学農学生命科学研究科、弘前大学地域共創科学研究科、山形大学農学研究科及び福島大学食農科学研究科で構成し、その運営は、これらの4大学（以下「構成大学」という。）を設置する各国立大学法人の間で締結された協定書に基づき行うものとする。

（人材養成に関する教育研究上の目的）

第3条 研究科は、構成大学と連携大学院、他連合農学研究科、海外の大学との協力による層の厚い教育体制により、寒冷圏農学分野における高度な専門知識を修得させ、国際水準を目指す先端的な研究を展開できる研究者、農学分野に高い関心と豊かな知識を持った大学教員や、柔軟な課題探究能力を備えた高度専門職業人を養成することを目的とする。

（専攻及び講座）

第4条 研究科の専攻に次の博士講座を置き、各講座は、連合講座とする。

生物生産科学専攻	植物生産学、動物生産学、生物生態制御学
生物資源科学専攻	生物分子機能学、ゲノム・細胞システム工学、食品科学
地域環境創生学専攻	地域資源・環境経済学、地域環境工学、地域資源・環境管理学

（教員組織）

第5条 研究科の教員組織は、研究科の専任教員並びに客員教授及び客員准教授並びに本学の総合科学研究科、弘前大学の農学生命科学研究科、弘前大学の地域共創科学研究科、山形大学の農学研究科及び福島大学の食農科学研究科の教授、准教授、講師及び助教のうち、研究科における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）及び研究指導の補助を担当する資格を有する者（以下「研究科教員」という。）をもって編成し、連合農学研究科教員台帳（別記様式第1号）により常にその現状を明らかにしておくものとする。

2 国立大学法人岩手大学大学院学則第9条第3項に規定する研究科長補佐は、原則として研究科の専任の教員をもって充て、研究科長を補佐するとともに、入学希望者に対する志願及び履修の指導並びに学生が配属された大学間における教育研究上の問題に関する調整等を行うものとする。ただし、専任教員が研究科長補佐の職に就けない場合には、連合農学研究科の指導教員資格を有する岩手大学農学部所属の教員の中から、岩手大学農学部長と協議のうえ、連合農学研究科長が指名し、連合農学研究科教授会の承認を得るものとする。

（指導教員）

第6条 学生の研究指導のため、指導教員を置き、研究科教員をもって充てる。

2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する者を主指導教員、主指導教員とともに

に研究指導を行う者を副指導教員とし、学生 1 人について主指導教員は 1 人、副指導教員は 2 人とする。

- 3 前項の主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は講師及び助教をもって充てる。
- 4 研究科長は、岩手大学大学院学則第 7 条に定める研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。
- 5 主指導教員が必要と認める場合は指導教員を補助する教員（助教の職位にある者をもって充てる。）を置くことができる。

（入学者の選抜）

第 7 条 入学者の選抜は、別に定める岩手大学大学院連合農学研究科入学者選抜に関する内規等に基づき行うものとする。

（学生の配属等）

第 8 条 学生は、第 6 条第 2 項に規定する主指導教員が所属する構成大学に配属するものとする。

- 2 前項の規定により本学以外の構成大学に配属された学生は、本法人の学則その他の諸規則のほか、当該法人の諸規則等をその大学の指示により遵守しなければならない。

（教育方法）

第 9 条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行うものとする。

- 2 研究指導は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

（研究題目及び研究計画）

第 10 条 主指導教員は学生と相談の上、履修計画届（別記様式第 2 号）及び研究題目・研究指導計画届（別記様式第 3 号）を作成し、入学月の末日までに、研究計画を変更した場合は速やかに、研究科長に届け出るものとする。

（授業科目及び単位数）

第 11 条 研究科における専攻別の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

- 2 学生は、研究科長が定める日までに履修しようとする授業科目を主指導教員の承認を得て研究科長に届け出なければならない。

（他の大学院の授業科目の履修等）

第 12 条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 学生は、他の大学院の授業科目（博士課程及び博士後期課程の科目）を履修しようとするときは、主指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。
- 3 前 2 項の規定により修得した単位は、2 単位まで研究科において修得したものとみなすことができる。ただし、デュアルディグリープログラム該当学生については、協定校で修得した 3 単位まで研究科において修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、留学の場合に準用する。

5 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

（他の大学院等における研究指導）

第13条 研究科が教育上有益であると認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が当該大学院等において、必要な研究指導を受けさせることができる。

ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとし、更に教育上有益であると研究科において認めるときは1年以内の延長を認めることができる。

2 学生は、他の大学院等の研究指導を受けようとするときは、主指導教員を経て、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の規定により受けた研究指導は、研究科における研究指導の一部とみなすことができる。

4 前項の規定は、留学の場合に準用する。

5 前各項に関して必要な事項は、別に定める。

（留学）

第14条 研究科が教育上有益であると認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 学生は、外国の大学院に留学しようとするときは、研究科長を経て、学長の許可を得なければならない。

（試験）

第15条 単位修得のための試験は、授業が終了した時又は学期末に行う。

（学位論文の提出、審査等）

第16条 学位論文の提出及び審査方法等は、研究科教授会の議に基づき、研究科長が定める。

（大学院研究生）

第17条 研究科において、特定の事項の研究を志願する者があるときは、研究科教授会の議を経て、大学院研究生として受け入れることができる。

2 大学院研究生に関して必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科の運営に関して必要な事項は、研究科教授会の議に基づき、研究科長が定める。

2 研究科に関する事務は、岩手大学農学系事務部において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年2月15日から施行し、改正後の別記様式第2号は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成21年度の入学者から適用し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、研究科共通科目にあっては、平成20年度以前の入学者であっても履修することができるものとし、成績を審査し、合格した者に対して所定の単位を与え、修了要件として認めるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、第5条については、平成27年2月13日から施行し、第12条及び別表については平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成30年度の入学者から適用し、平成29年度以前の入学者についてはなお従前の例による。ただし、農学特別講義（英語）、農学特別講義（日本語）、実践統計学（英語）・（日本語）、地域環境創生学特論、地域環境創生学教育研究指導、地域環境創生学特別演習、地域環境創生学特別研究は、平成29年度以前の入学者であっても履修することができるものとし、成績を審査し、合格した者に対して所定の単位を与え、修了要件として認めるものとする。
- 3 この規則による改正前の生物生産科学専攻生物制御学連合講座、生物資源科学専攻生物機能開発学連合講座、生物資源科学専攻ゲノム工学連合講座、生物資源科学専攻生物資源利用学連合講座、寒冷圏生命システム学専攻熱・生命システム学連合講座、生物環境科学専攻地域資源経済学連合講座、生物環境科学専攻地域環境管理学連合講座は平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年度の入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、別表の研究力向上セミナーは、令和3年度以降の入学者から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年9月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

研究科共通科目

授 業 科 目	単 位 数
農学特別講義（英語）	1
農学特別講義（日本語）	1
科学コミュニケーション	1
研究インターンシップ	2
科学英語	1
国際学会コミュニケーション	1
研究力向上セミナー	1
社会人特別演習	1
東北農学セミナー	1

生物生産科学専攻

授 業 科 目	単 位 数
生物生産科学特論	1
生物生産科学教育研究指導	1
生物生産科学特別演習	1
生物生産科学特別研究	6

生物資源科学専攻

授 業 科 目	単 位 数
---------	-------

生物資源科学特論	1
生物資源科学教育研究指導	1
生物資源科学特別演習	1
生物資源科学特別研究	6

地域環境創生学専攻

授 業 科 目	単 位 数
地域環境創生学特論	1
地域環境創生学教育研究指導	1
地域環境創生学特別演習	1
地域環境創生学特別研究	6

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第10条関係）

別記様式第3号（第10条関係）